横田誠二委員の質疑及び答弁

瘧師委員長 横田委員。あなたの持ち時間は60分であります。

横田委員 自民党議員会の横田でございます。質問の機会を賜り、 ありがとうございます。

今回も予算特別委員会での質問であり、議案上程されました予算関連質問、そして直面する県政課題に関する質問が6項目15点ございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、大項目1点目は、令和6年能登半島地震からの復興 と災害に強いまちづくりについてであり、このうち震災復興に関 して伺います。

本件に関し、先々月、7月にちょうど全国組織「全国若手議員の会」というものがありまして、一同で被災地の氷見市を訪問いたしました。これは当時の会長が、震度7を記録した災害の教訓に学ぶべきとの考えを示され、その研修会を所管する全国副会長を私が拝命したことから、半島振興対策実施地域の指定を受ける本県氷見市も研修開催地に盛り込み、県内各地で生じた液状化対策等の研修機会を創出したためであります。

研修に対応いただいた光澤県議はじめ、氷見市の関係各位に感謝を申し上げます。

さて、その研修の中で、本年6月末現在で公費解体申込棟数759棟のうち325棟が施工中で、災害公営住宅も先行の2棟であっても、来年秋に入居予定とのことであり、私の地元高岡市も含めて復興はまだこれからです。

このような中で、今議会に宅地液状化防止対策加速化支援基金 条例を上程し、復興の加速化を図るとされました。

ただ、今月10日の代表質問答弁のとおり、液状化対策の地下水 位低下工法に係る施設等の長寿命化に要する経費のうち「主要な 費用を占めるポンプの修繕等に支援する」とし、電気料などの経 常経費は含めないとのことです。

例えば、平成28年熊本地震の被害を受けた熊本市では、液状化に伴う地下水位低下工法の維持管理費は全額公費負担であり、他の被災自治体と同等の対応が望ましいと考えますが、宅地液状化防止対策加速化事業について、支援対象や補助率など、どのような考えで支援事業を創設するのか、新田知事にお伺いいたします。 新田知事 被災市において、液状化の再度災害防止のための対策として有力視されているのが、地下水位低下工法であります。

公共事業で実施する面的整備の後も、集水管やポンプ施設の修繕・更新など対策の効果発揮に要する経費が必要となり、それが地域住民の将来負担に対する不安となり、合意形成に向けた大きな課題の一つになっていると承知しております。

対策の効果発揮に要する経費は、ポンプの電気代などの経常経費と長寿命化費に分けられます。この長寿命化費のほうが圧倒的に大きいということであります。

このうち、この長寿命化費については、例えば、橋やトンネルといったインフラ施設では国の支援対象とされており、その補助率の多くが2分の1程度となっているので、これに倣いまして、液状化対策に係る長寿命化費について行政が負担する新たな支援制度を県独自で創設し、市と県が2分の1ずつ負担をするということにしております。

一方で、電気代などの経常経費については、他のインフラ施設の例を見ても、補助制度の支援対象外とされており、こうした経費は施設の管理者や受益者が負担することが一般的であることから、対象に含めないこととしたわけであります。

各被災市には、住民負担をゼロにするというお考えの所もあります。また、地域が限定されること、受益者負担や各種制度との公平性の観点などから、費用負担について慎重な議論が必要とするお考えもあります。

また、御指摘のとおり熊本市では経常経費も含めて、効果発揮に要する経費を全額負担したことは承知しております。このようなことから経常経費の負担の在り方は、面的整備を行われる各被災市の判断に委ねることとさせていただいております。

県としては、経費の大半を占める長寿命化費を支援することで、 液状化対策の面的整備に対する前向きな検討と地域の方々の合意 に向けた機運醸成を加速することにつながることを期待しており ます。

横田委員 国の支援対象内か対象外かということで理解をいたしま した。

確かに、熊本県ではなくて熊本市で全額負担ということで、県が絡んでいないということでもありますし、理解はさせていただきました。

この費用負担について懸念点を申し上げておきますが、熊本市では、液状化対策施設が耐用年数を過ぎた後、国や熊本市において、液状化対策施設の再工事は実施せず、つまり30年後にもう1回抜本的な工事を実施しない、耐用年数期間に、30年の間に、個人で自宅の耐震化対策を検討されることを進めるとしています。

ランニングコストとイニシャルコスト、これをどうするのか、 あるいは1回目の次の30年後の2回目、この投資的経費はどうす るのか、先見的あるいは総合的に考えて、国、県、市それぞれで 力を合わせて復興をどう進めるのか、こういったことを考えなが ら事業の創設、県民への理解を求める、県民への支援をよろしく お願いしたいと思います。

続きまして、震災復興に次いで、災害に強いまちづくりについて、頻発化及び激甚化する水害について伺います。

本件に関し、一昨年の7月12日に本県初の線状降水帯発生による大雨の被害が記憶に新しいところですが、本年8月7日にも24時間の雨量が砺波市で204ミリ、南砺市高宮でも192.5ミリで、観

測史上最も多くなるなど各地で被害が起きました。

これら近年の大雨では、主要河川の決壊による洪水災害には至っていませんが、道路や河川等の公共土木施設や農林水産被害、そして私たちの暮らしに関わる家屋の浸水等の内水被害が頻発しています。

そして気象庁公表のとおり、1時間降水量50ミリ以上の短時間強雨の発生頻度は増加傾向にある一方で、洪水及び内水被害対策の根幹となる河川改修等は多くの時間と費用を要し、都市化の進展に伴う土地の保水能力の低下もあって、今後も内水被害の多発が想定されます。

内水被害を軽視することはないと思いますが、自分の寝泊まりする家が浸水する。中には、汚水と雨水を一つの下水道管に流す合流式下水道があふれて浸水すると、臭いが取れない。しかもそれが頻発するとなれば、未然防止対策が必要です。そしてこれは国、県、市に関係します。

例えば、私の地元高岡市では、大雨によって、国管理の小矢部川は蛇行形状のためにすぐに水位が上昇します。それに接続する県管理の千保川も水位が上昇します。それにより、合流式下水道の管内の上部を流れる雨水が千保川に排水されなくなりますが、管内の雨水は上流から下流に向かってどんどん流れ、上空からは降雨が続きますので、下流域で下水道管の水があふれて住家等の浸水被害が生じます。

あるいは、同じく増水した小矢部川に接続する市管理の四屋川 も、水が小矢部川にはけていかず、むしろ小矢部川の水が逆流し てあふれるので水門を閉じます。閉じても、上流から下流に向か って水が流れ、降雨も続くので、このため、ポンプで四屋川の水 を小矢部川に強制排水する。それをやっても水があふれ、浸水被 害を引き起こすといったことが起きるわけであります。

このとおり、国、県、市に対策の責任があると言えます。高岡

市では、一昨年7月の水害後にポンプ車等を配備しましたが、本年8月の大雨では、ポンプ及び人員が足りず、再び四屋地区等が浸水しました。

このように基礎自治体ではポンプ車等を配備し、職員と建設業協会で連携しており、国土交通省もポンプ車を所有して対応に当たるなど、各行政体は取組を進めていますが、被害が生じているのが現状です。

そこで、既に対策及び対応されているとは存じますが、県としても設備や体制の強化が必要と考えるところであり、降水時における内水被害対応の強化にどのように取り組んでいくのか、金谷土木部長に伺います。

金谷土木部長 大雨に伴います浸水の対策については様々なものを しておりますけれども、関係者の間で、国、県、市ということに なりますが、役割を調整した上で、例えば、高岡市内ではハード 対策として、県では地久子川の河川改修に取り組んでおり、市で は下水道事業で石瀬地区の排水路整備に取り組んでいるところで あります。

また、ソフト対策も重要でありまして、県では昨年度から河川 の水位やダムの貯水位の情報をリアルタイムで配信する、とやま 河川メールを開始しておりまして、一方、高岡市では、令和6年 7月に高岡市緊急浸水対策行動計画を改定されまして、市民や事 業者とも連携して、被害の軽減対策の充実に努められております。

さらに、内水氾濫による危険性に備えるため、高岡市を含む4 市町では、内水ハザードマップを作成、公表しておりまして、ほかの市町村でも順次作成が進められております。

県としては、引き続き内水対策として有効な地久子川などの市 街地の河川改修を鋭意進めてまいります。

また、大雨時に迅速なポンプ排水の作業ができますよう、例えば、河川の堤防にスロープを設置して、ポンプを投入する作業を

支援するほか、出水期にあらかじめ連絡体制を確認して、顔の見える関係を築くなど、国や市町村などと連携しまして、ハード、ソフト両面から地域住民の安全・安心な暮らしの確保に努めてまいりたいと考えております。

横田委員 いろいろと対策が取られているということで、特にハードでいえば、今、地久子川とか下水道管、石瀬地区、いろいろありました。やはり、下水道管のハード整備、河川を全部やり替えるとなると、天文学的な時間やお金がかかる。

ただ、目の前では雨が毎年のようにあるということで、国と市がポンプ車を出動させてこの内水被害を防ごうという体制が取られておりますが、県ではそういった部分はまだかと判断されます。そうした点も、また検討を進めていただければなと思っております。

続きまして、河川に加えて農業用排水路も内水被害を引き起こす要因となるもので、河川と同様に、排水処理能力の向上や適切な維持管理に努める必要がありますが、自治体の管理下にはなく、土地改良区や農家で組織する生産組合や用水管理組合が管理しています。そして農業の担い手不足で、組合は財政的、人員的に厳しい状況にあるため、支援が必要です。

なぜなら、自治体は、市税や県税等の一般財源収入が毎年あり、 補助金や起債を活用して河川改修等に取り組めますが、農家等に そのような仕組みがなく、人も減少し続けているため、維持管理 ですら追いつかなくなっています。

また、農業用排水路は本来は農業用の水だけ流れるべきものでありますが、開発行為の中で、水路が整備されずに雨水や生活用水が混入していることを考慮すれば、そもそも用水管理組合等が私財を投じて整備する義務はなく、感情的にも受け入れられず、事態の進展は期待できません。

さらに、将来的には中山間地や郊外などで用水管理自体が困難

となり、最終的には行政が対応に追われることが想定されるので、 今のうちから対応の検討が必要です。

ただ、これは非常に難解な問題であり、問題提起としますが、 その上で、内水被害への対策として農業用排水路の排水処理能力 の向上や、適切な維持管理を県としてどのように取り組んでいく のか、考え等を津田農林水産部長にお伺いします。

津田農林水産部長 県内の農業用の排水路などは、農地の湛水被害を防止するとともに、地域排水や、防火・消流雪などの住民の生活に関わる多面的な機能を有しております。

こうした施設の維持管理につきましては、基幹排水路は、主に 土地改良区、それから農地周りなどの末端排水路は、主に農家や 住民による任意の管理組織などの共同活動により行われておりま す。

近年、施設の運用や維持管理は、農村地域の宅地造成、それから渇水や大雨などの気候変動により複雑化、高度化しており、管理コストも増加傾向にございます。

さらに、末端の維持管理では、小規模水路での江ざらいなど人力による作業を前提としていることが多く、農家の減少に伴い、 排水路の機能確保が困難な地域もあると承知しております。

こうしたことから、県では、将来にわたって農村地域の良好な排水条件を確保するため、降雨を一時的に水田に貯留させ流出を抑制する田んぼダムをはじめ、ICT技術の導入による遠隔監視や施設統合など、管理者負担を軽減する省力化を実施していきます。

また、地域で管理する小規模水路などにつきましても、多面的機能支払などの交付金がございますので、それを活用して地域協働活動の継続を推進したいと思っております。

今後も、農業用排水路の排水対策につきましては、土地改良区 それから農業振興センター、市町村など関係機関が一丸となって 対応してまいりたいと考えております。

横田委員 末端では組合での対応ということで、実際に対応していますけれども人がなかなか足りないと。河川と同じく農業用水も、これを全部、機能向上させるとなると、やはり時間とお金がかかると。

しかしながら、雨がどんどん激甚化していますので、これを今回、私の地元の高岡市では、可搬式のポンプが2台、車両が1台と、3台しかなくて、既にほかの所に行っていたがために、おととしと同じ水害が起きたと。

何回も水害が起きると、住民も疲弊して商売とか生活が成り立たなくなるということで、そのためにも、先ほどありましたポンプの導入といったことで対処的な療法、資機材の整備といったことも、ぜひ、部局を超えて対応を検討していただければと思います。

本項の最後に、防災力向上に向けたソフト面の質問をします。 昨年8月に県が行った令和6年能登半島地震に係る県民アンケート調査では、大規模災害に対する関心について「非常に関心がある」、「少し関心がある」の計が92.5%でした。これは多発する自然災害によるものと存じます。

それに対し、地震発生時に命を守る行動について、「知っていたが動けなかった」、「何をしたらいいか分からないままに行動した」、「何をしたらいいか分からず動けなかった」の合計が63.6%でした。

つまり、関心は高いが実際に行動ができない状態にあり、幾ら 関心が高くあるいは知識を多数有していても、最終的には行動し、 自分の命や周囲の命を守れなければ意味がありません。

そこで、地域防災力の向上に向けて、災害時における県民の行動につながるような対応能力の養成をどのように図っているのか、中林危機管理局長に伺います。

中林危機管理局長 県では、これまで災害発生時に県民が自らの命を守る行動を確実に取れるよう、約15万人の県民の参加の下、今月1日に実施したシェイクアウト訓練において、安全確保行動を体得いただいています。

今月28日の県総合防災訓練では、事前シナリオのないブライン ド型の地域住民主体の避難訓練などを実施します。

また、今年度、これまで約700名の県民を対象に、防災出前講座等を15回実施しております。地域、企業、学校においての防災知識の普及を図り、災害時には、自らの判断で適切に避難行動を取るよう、私を含め、県職員自ら呼び掛けております。

さらに、能登半島地震の災害対応検証を踏まえ、先月、新たに設置した避難行動の在り方検討プロジェクトチームでは、県民が避難行動を自分事化するための効果的な施策を検討することにしています。

県としては、地域防災力の一層の向上に向け、県民に対し、防災士の養成・育成強化や自主防災組織の活性化などの取組とも併せ、防災意識の醸成だけでなく、平素からの備えや避難訓練の参加など、主体的なアクションが起こせるよう市町村や関係機関と連携しながら、機会を捉え働きかけてまいりたいと考えております。

横田委員 現時点でも様々な取組が進められているということで、 引き続き100%を目指してしっかり行動が取られるように尽力いた だければと思っております。

続いて、補正予算で事業費の増額を行う病床数適正化支援事業等を踏まえ、医療、教育、福祉の充実による、安全・安心のまちづくりについて3問伺います。

まずは医療分野について、重要課題は地域医療を支える公立病院の経営悪化であり、富山県内では2024年度決算で、13か所の公立病院が全て赤字になったと報道されたところです。

公立病院は、民間では採算が取りにくい救急医療等を担うため、 慢性的に赤字体質とされ、自治体の一般会計からの繰り出し等で 補塡することになりますが、ここ数年は、新型コロナ対策で国か らの補助金があって収益が改善したものの、その後は補助金の減 少に伴って再び悪化し、現在に至ります。

また、この補助金の終了に加えて経費の増が響いており、その 大部分は人事委員会勧告による人件費の増が占めるとのことで、 県立中央病院では、経営改善の取組が進められていると存じます。

このような中で、先の6月定例会で、医療機関の病床機能の再編・病床数の適正化に向けた補正予算を上程され、9月定例会の病床数適正化支援事業の増額補正予算を合わせまして、計150床の病床数削減に対応した予算となります。

ただ、県内全ての公立病院が赤字となった今、抜本的な改革が必要であり、それは平成29年に策定した、富山県地域医療構想を推進することです。

そこで、当該計画の目標年次はちょうど本年であり、前述の病 床数適正化支援事業など取組を進めていますが、目標達成には至 らないと存じます。

具体的には、2014年に対する2025年の高度急性期、急性期、回復期の必要病床数の差はマイナス1,781床、同年の慢性期の差は、在宅医療等を含めて、プラス1,775床の計画目標であります。

そこで、地域医療構想の実現に向けて、これまでの取組を踏ま え、次期構想の策定を含めてどのような方針で取り組んでいくの か、有賀厚生部長にお伺いいたします。

有賀厚生部長 現行の地域医療構想の進捗についてですが、今ほど 委員からも数字の御紹介がありましたけれども、一応、構想策定 前の平成26年度と令和5年度の病床数を比較してみますと、高度 急性期と急性期は合わせて1,852床の減少、回復期は1,219床の増 加、慢性期は介護医療院への転換も含め、1,363床減少しており、 医療需要の変化に適応した病床機能の転換が進んできたところではございますが御紹介いただいたとおり、県全体の病床数、1万1,912床でございまして、構想で想定しておりました令和7年の必要病床数9,557床、ここには乖離があるという状況でございます。

新たな構想ですが、これは地域ごとに整備すべき医療機関機能として、肺炎や心不全、尿路感染症、骨折等の傷病による高齢者救急の受入れと、入院早期からのリハビリの提供、そしてかかりつけ医とも連携した在宅医療、訪問看護の提供や後方支援、高齢者施設入所者等の緊急時の受入れについては、公的病院だけではなく、民間病院等にも広く参画を求め、身近な区域内で確保する必要があると考えております。

一方で広域的な視点で整備すべき医療機関機能として、がんや脳卒中、周産期医療における特に高度な専門的な医療機能の配置については、圏域を拡大して、医療資源を集約化する必要があると考えております。

このため、県では医療需要の分析に加えまして、今年度、介護保険データ等を用いた医療介護連携の分析を進めているところでございます。

今後、国から示されるガイドラインを踏まえまして、地域医療構想調整会議等において、二次医療圏の医療資源などに応じて確保する医療の内容でありますとか、医療圏を越えた役割分担や連携の一層の強化について、各医療機関や医師会、市町村などと協議を進め、より効率的な医療提供体制の再構築に取り組んでいます。

また、これはやはり県民の皆様に県内医療が置かれている状況と将来像への理解を深めていただかないとなかなか難しいと思いますので、こういった検討をしているんだということを丁寧に説明してまいりたいと考えています。

横田委員 また地元の話ですが、高岡市は、前の角田市長に続きまして出町市長も、公的病院の経営状況に強い危機感を持っておられ、医療再編の取組に強い意欲を示しておられるのは報道のとおりでもあります。

まずは高岡医療圏、高岡市と連携して、この事業の推進を試みるということもあるのではないかと考えております。鋭意取組を 進めていただきますようにお願いをいたします。持続可能な医療 に向けてお願いをいたします。

続きまして、教育分野についてです。

先般、難聴児を育てている親御さんに、本県の教育体制について話を伺う機会があり、それを踏まえて質問します。

まず、難聴を抱えている方は、補聴器や人工内耳を着けても普通に聞こえるわけではないということ、特に雑音があると聞き取りが難しくなるということです。そのため、難聴児は小学生になるとほとんどの子供が補聴器等と組み合わせて使用する補聴援助システム等を使って授業を受けているとのことです。

ただ、当該機器を親御さんか市町村及び学校側のどちらかが購入・管理するか、これが自治体によって分かれています。

この件に関しまして、子供が正しく義務教育を受けるために必要な機器は、学校運営上の必要機材と言えることから、教育機会の平等な提供を図るために、難聴児への対応に市町村間で差が生じている現状を踏まえまして、県として対応すべきと考えますが、廣島教育長に伺います。

廣島教育長 県内の市町村立小中学校などにおけます難聴児のための補聴援助システムの備付けの状況を複数の県内市町村に確認してみましたが、委員おっしゃるとおり、その取扱いには、各学校で備え付けるもの、一方で個人でそろえられるもの、その取扱いは統一されていなかったという状況でございます。

個人で購入されている場合については、やはり学校だけではな

く、帰宅後、例えば塾とか、いろいろな所で個人的に使うというようなこともあって、そういうこともやっておられるというような状況もあるとお聞きしたところです。

こうした市町村立学校における備品の整備といったものの対応 については、まずは各市町村で適切に判断されるべきものと考え ますが、こうした中でも県教育委員会といたしましては、御指摘 のございました教育機会の平等な提供というような観点もござい ます。

誰もが等しく学べる体制の整備につきまして、市町村教育長会議、来月開催されることにもなっておりますので、そうした場で情報共有を図りますほか、各市町村の御意見も伺ってまいりたいと考えます。

横田委員 確かに、帰宅後に地域あるいは塾、いろいろ使用するということもあり、それはもちろん認識しております。この個人で購入する場合、個人で買うけれども、その使用目的は学校の授業で学校の先生に預ける。その場合、壊れたらどうするのかとか、子供ですから登下校で落とすとか紛失、壊れる、いろいろな所でそれが購入者と使用者が違って、その責任の所在が曖昧になるなど、いろいろな心配がされます。もちろん費用も親御さんが出さなくてはいけない、補助はあるのですけども、そういったいろいるな問題があるということで、私自身も勉強させられたということでありまして、今ほど教育長会議でのお話もあるということでありまして、今ほど教育長会議でのお話もあるということで、また引き続き、取組を、この問題にも関心を向けていただければと思っております。

続きまして、福祉分野のうち、特に児童福祉について伺います。 7月に、私が委員を務める高岡市要保護児童対策地域協議会の 代表者会議に出席しました。ここで、児童虐待の現状と、国や県 の動向について、高岡児童相談所の方からお話を伺う機会があり ました。 富山県児童相談所の対応件数は、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成12年度は101件でしたが、令和5年度は1,054件と高水準が続いているとのことです。

また、こども家庭庁が、都道府県等への調査により把握した令和4年4月から令和5年3月末までの間の児童虐待による死亡事例は、心中以外の虐待死が54例56人とのことですので、毎週1人以上子供虐待による死亡事例が発生している計算になります。

これらの状況を踏まえ、児童相談所における児童虐待相談対応 件数が高い水準にある中、虐待ケースの低減に向けた取組方針を 川西こども家庭支援監に伺います。

川西こども家庭支援監 県では、虐待の予防の観点から、市町村が 妊娠出産期から実施しておられます妊婦への相談支援や健診によ る健康状態の把握、保健師等による全家庭への訪問などに対して、 県としての専門的な助言を行っております。

また、虐待防止としましては、富山・高岡の両児童相談所において24時間365日体制で相談対応するとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会に職員が参加し、虐待のおそれのある事例の緊急度などについて専門的な助言を行っているところでございます。

また、人材育成の取組といたしましては、児童相談所や市町村職員の相談対応力を高めるための研修ですとか、こども家庭センターの統括支援員を対象とした、専門性向上のための研修を実施しておりますほか、今年4月に開設をしたこども総合サポートプラザでは、虐待に至る前の早期の段階を含めた幅広いステージの相談を受けて、予防へ、それから防止につなげるとともに、こども家庭センターが受けた相談案件への助言、また、困難事例の検討会を行うなど、市町村との連携を強化し、虐待に対する体制の充実に取り組んでいるところでございます。

今後とも、虐待の予防そして防止の観点から、市町村との連携

を強化し、サポートを必要としている家庭に早期から適切な支援 を行ってまいります。

横田委員 法律ができて、施設ができたから明らかになった、件数が増えた、ただそれが高止まりをしているという紛れもない現状がありますので、予防から含めて引き続き対策に当たっていただきますようお願いいたします。

次に、本年6月から改正労働安全衛生規則が施行されたことなどに伴う、労働環境の改善及び働き方改革について2問伺います。

先月末、自民党所属の県議及び県の建設業関係出先機関と、富山県建設業協会高岡支部役員とで意見交換の機会を得ました。

様々伺ったうちの週休2日工事について、外仕事で天侯の影響を受けやすい建設業の性質上、そこに工事期間の厳守も加わると完全週休2日の実現が難しく、もう少し柔軟な対応を求める声が聞かれました。

また、先ほどの法律によりまして、熱中症対策には十分な休息時間や水分補給が必要であり、これらの対策の推進と週休2日工事の両立が難しいとのことでした。

現在県では、週休2日工事の施工が続けられ、令和4年度からは原則全ての工事を週休2日工事としていますが、これまでの間に判明した課題と今後の対応方針を金谷土木部長にお伺いいたします。

金谷土木部長 週休2日工事の課題についてお答えをいたします。 それと今後の対応であります。

近年、猛暑日が増加傾向にありまして、御紹介いただきました とおり今年6月に労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が義 務化となりまして、工事現場では休憩時間を増やすなどの対策を 行っている、その一方で、作業効率が低下し工期が厳しくなる場 合がございます。

また、冬場の施工が避けられない工事では、積雪あるいは降雪

の予報によっては土日に作業を余儀なくされるなど、土日を休日 とする完全週休2日制を実施するにはまだまだ課題があるのが現 状だと考えております。

そのほか、民間工事では、工事内容に比べ工期が短くて休日の 確保が難しいという声や、日給で働く職人にとっては、休日が増 えることで収入が減るという声も伺っております。

しかしながら、建設業の働き方改革を通じて担い手を確保する ためには、行政が先頭に立って週休2日の完全実施を推進するこ とは重要だと考えております。

国の動きとしましては、今年7月に富山労働局や国交省から富山県経営者協会などに対し、週休2日の確保を含め、建設業の働き方改革の実現に関する要請書が初めて手交されたところであります。

また、県発注の工事では、土木部では今年度から土日を休日と する完全週休2日制を原則としておりますが、これもなかなか難 しいのが現状であります。

受注者が工期の初めと終わりを決める余裕期間制度、いわゆる フレックス工事の活用をしておりますけれども、これをさらに進 めてまいりまして、作業効率の低下を考慮しても週休2日が確保 できるよう努めてまいります。

横田委員 続きまして、熱中症対策に関し空調服を導入していますが、バッテリーが高額で、さらに日々使用するため複数枚必要なので、対策費用は少なくないとの話を伺いました。バッテリーが数万円するということでちょっとびっくりしたところでもあります。

このような中、先週、気象庁では、今年の夏の記録的な高温を受けまして、最高気温が40度以上の日に名称をつけることを検討していると明らかにしたところで、2007年に猛暑日が制定されてから今年で18年になりますが、今後も地球温暖化の進展が予想さ

れています。

記録的な猛暑が続く中、安全な工事の施工に向けては、状況に 応じて対策に要する費用を設計に考慮するなど、見直していくこ とも必要と考えます。

そこで、本年6月1日から、先ほどありましたが、改正労働安全衛生規則が施行され、熱中症対策措置が義務づけられましたが、県の発注工事における対策費用の確保状況、それと今後の見直しの考え方について金谷土木部長に伺います。

金谷土木部長 県発注工事におきまして、計上しております熱中症 対策費用には、作業員個人に対する費用と現場の設備に対する費 用がございます。

このうち、主に作業員個人に対する費用では、御紹介いただきましたファンつきの作業服や経口補水液などを対象としておりまして、平成31年度から工事期間中の最高気温が30度以上となった真夏日の割合に応じまして、工事費に含まれる諸経費を増額する変更を行っております。

次に、主に現場の設備に対する費用では、大型扇風機やミストファン、また、エアコンなどの設備を対象としておりまして、これまでは諸経費の中で率として計上しておりましたが、今年度からは上限額はありますものの、実際に設置した費用を別に積み上げて計上できるよう、積算基準を改定したところであります。

こうした県の発注工事の積算は、国の基準に準拠しておりまして、引き続き国の動向を注視し、熱中症対策費用の見直しを速やかに反映させるとともに、建設団体との意見交換などで寄せられる切実な御意見を、積算に関する各種会議の場を通じ国へ訴えてまいります。

今後も、建設業の労働環境の改善や働き方改革が進みまして、 県民の安全・安心な暮らしを支える建設業が持続可能となるよう 取り組んでまいります。 横田委員 続きまして、先月末の官民協働事業レビューや、今定例 会の知事提案理由説明にありました、内部統制評価報告書におけ る運用上の重大な不備の報告等を踏まえまして、効率的で信頼あ る行財政運営と県民への行政サービス向上について4点伺います。 まず、先月29日実施の官民協働事業レビューに関し、本県の道 路管理について伺います。

レビューの事業シートにおける実施の背景では、行革として民間委託の拡大が検討される中、道路の維持管理に関する業務について2017年度より段階的に民間委託に移行し、2021年度より全面民間委託となったとあり、事業費3億8,624万7,000円、特にパトロールの実施に9,500万円を要しています。

これについては、県内の基礎自治体に倣い、高岡市等の道路損傷通報システムや富山市独自のLINEでの道路損傷等の通報の導入など、あるいは昨年3月から運用開始した国土交通省のLINE通報システムの周知強化を図ることなどによりまして、費用の節減や迅速な道路損傷の把握及び対応を図ってはと考えます。

そこで、安全で円滑な道路交通の確保に向け、道路の維持管理 の効率化を図っていくべきと考えますが、金谷土木部長に所見を 伺います。

金谷土木部長 県では、県管理道路の異常を早期に発見するため、 週1回のパトロールを行っておりまして、その際には、舗装の穴 ぼこの穴埋めなど軽作業も併せて行っております。大きな被害や 事故とならないよう早めに手当てをすることが重要だと考えてお ります。

また、御紹介いただきましたパトロールと併せて別途維持管理の作業も委託をしております。路面や側溝の清掃、街路樹の剪定などのほか、パトロールや通報などで、舗装や道路施設などに異常が判明すれば、速やかに修繕、落下物の除去、清掃などを行っている、そういった費用でございます。

県管理道路2,476キロメートルの管理については、事故や倒木 や道路陥没など緊急な対応が必要な事態が生じれば、休日夜間を 問わず現場対応を行っておりまして、御紹介いただきましたレビ ューにも御紹介させていただきましたが、倒木があった所を、休 日でありましたが、その際に一時的ですが孤立が発生したわけで ございます。これを緊急に業者と一緒に対応する、このようなも のも含まれていたりするわけでございます。

年間約1万件以上ある道路の維持、それから施設への対応は、 道路に関する様々な整備や管理の中で最も私は優先度が高いと考 えております。

道路状況の把握につきまして、御紹介いただきましたLINEなどを活用したものにつきましては、令和6年3月から県でも運用させていただいておりまして、全国で23万人が登録をしております。本県にも、このアプリを通じて落下物や道路の損傷などの情報が寄せられておりまして、昨年度は214件、今年度は、4月から7月までの3か月で119件通報があったところであります。

LINEアプリについては有効だと思っております。道路の異常だけでなくて、写真や位置の情報も併せて通報されることから、 把握する上で有効な手段であり、我々も活用して周知に努める必要があると考えております。

横田委員 全国で23万人で富山県での通報が100件、200件ということで、便利なものだとお認めもなさっておられますが、知る人ぞ知る状態になっています。これの周知を図って、使えるものを有効に使って、職員も少なくなってきていますので、適切な維持管理、1億円近くパトロールにもかかっていますので進めていただければなと思っております。よろしくお願いします。

続きまして、代表質問で取り上げたガソリン等の暫定税率に関しまして、特に軽油引取税は地方税のため、暫定税率の廃止が県の財政運営に影響を及ぼすとありましたが、税収の一部は、その

金額に応じて運輸事業の振興のために交付金として拠出されていると存じます。

そこで、軽油引取税の暫定税率について、直近の令和6年度、 軽油引取税の収入済額は105億7,609万9,204円と認識しています が、運輸事業振興助成交付金としての支出額を踏まえ、廃止され た場合の実質的な県財政への影響について、田中経営管理部長に 伺います。

田中経営管理部長 現在、与野党間で協議中とされておりますガソ リンの暫定税率の取扱いについて、仮に軽油引取税も含み廃止と なった場合は、市町村分も含む本県への影響につきましては、軽 油引取税及び地方揮発油譲与税相当分として、年間で約58億円の 減収が見込まれ、このうち軽油引取税につきまして、約53億円を 見込んでいるところでございます。

御指摘のありました運輸事業振興助成交付金は、法令の規定に基づきまして、トラック、バスの運輸事業の振興のため、県から事業者向けに軽油引取税収の多寡に連動して交付しているものでございまして、今年度は約2億4,000万円を見込んでいるところでございます。

他方で、この交付金は、別途地方交付税による財政措置が講じられておりまして、運輸事業振興助成交付金の金額が変わることによる、県の財政に与える実質的な影響というのは小さく、つまり軽油引取税の暫定税率廃止に伴う影響額のほとんどが県の財政へ直接影響するものと考えております。

このため、今後の議論に当たっては、地方の実情や地方税財政への影響を十分に考慮し、安定的な財源の確保を前提に丁寧に議論を進めていただきますよう、国や各党の皆様方に対しまして、県の重要要望や全国知事会を通じて求めているところでございます。

引き続き、政党間での議論や国の動向を注視するとともに、全

国知事会等とも連携して地方税財源の確保に努めてまいりたいと 考えております。

横田委員 ガソリン、軽油を含めて58億円、代表質問でもありました。そのうち53億円が軽油引取税だと。そして拠出は2.4億円、そのうち交付税で戻ってくる。本当にまともに地方財源、財政に影響があるということで、今、総裁選もやっていますし、この対策というものを、その財源をどうする、補塡を、穴があいたものをどうするかといったこともしっかり考えながら財政運営に当たってくださるようお願いいたします。

次に、知事提案理由説明での令和6年度内部統制評価報告書の件に関し、県公式ホームページには「国庫補助事業の事故繰越の手続を怠ったため、1,883万2,500円の国庫補助金を返還することになった」とのことです。

そして、評価報告書には、不備の是正に関する事項の記述はありますが、発生原因を知ることが再発防止には必要です。また、 当該工事の執行や、不足する金銭処理をどのように行ったのか。

そこで、評価報告書において、財務事務における運用上の重大な不備が報告されましたが、その原因はどこにあり、事業の執行に当たってどのように対処したのか、金谷土木部長に伺います。

金谷土木部長 令和6年度内部統制評価報告書で報告されました重大な不備は、国庫補助金約1,883万2,500円を国に返還することになった事案であります。このような事案が発生し、県の経済的不利益が生じたことにつきまして、県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

この事案は、道路の拡幅工事に伴いまして、令和5年度に沿道の住宅所有者と移転補償契約を締結いたしましたが、期限の令和7年3月31日までに住宅所有者による建物の取壊しが完了しなかったものであります。

期限までに間に合わない場合は、あらかじめ国へ期限延長の手

続が必要でありましたが、これを怠ったことから、令和5年度に 支払い済みの前払い金に充当した国庫補助金、これを返還するこ とになりました。

原因は、資材高騰や大雪などにより物件の移転新築工事が遅れておりましたが、県が契約者への状況確認を怠り、国に対し行うべき繰越しの手続に漏れが生じたものであります。

現在この物件は移転を終えておりまして、事業の進捗に影響は ございません。

国庫補助金につきましては、今年度の予算から返還する予定であります。

今後このような事案が発生しないよう、再発防止を徹底いたします。

具体的には、出先機関の所長をトップに行っている工程会議で進捗管理を徹底するとともに、年度末決算の際に契約完了日を検査日も含めて出先機関で確認した上で、本庁で担当者がヒアリングを重ねて行うなどチェックの体制を強化いたします。

加えて、部内では財務事務の不備が発生する原因や課題などにつきまして、意見交換を行い、協議し、改めて組織的な対応を検討してまいります。

横田委員 繰越しの手続を行わなかったということで、職員が減る中で、やはり責任のある仕事が若手であっても任せられると。経験とか、あるいは知識、そういったものがあったのかなかったのか。あるいは繰越しの手続をしないとどういうことになるか。これは、財政課との連携、確認を繰り返しやったかやらなかったかなど、いろいろな部局の横断、連携がどうだったかいなるいは起債や補助金など、この手続をしっかり、会計、単年度主義をこの地方自治法、地方財政法で強いていますので、この手続が議決を取ってやらないとどうなるかという知識、認識を職員全員に周知を図って、これはいろいろな部局でも起こり得ますので、

起こらないように、知事もおられますし、経営管理部長もおられますので、その辺、皆さんでしっかりこうした事案を共有して、 再発防止に努めていただきたいなと思っております。

続きまして、令和5年度富山県内部統制評価報告書を見ますと、 令和6年度同様に2年続けて財務事務における運用上の重大な不 備が報告されていますが、有効な運用や再発防止に向けてどのよ うに取り組んでいるのか、田中経営管理部長に伺います。

田中経営管理部長 このたび、補助金の交付や支払い事務などの財務事務におきまして、2年連続で重大な不備案件が発生したことは、県の経済的不利益が大きく、県行政の信頼を著しく毀損させるものでありまして、内部統制制度を運用・総括する立場として、誠に遺憾であり重く受けて止めております。

県では、これまでも様々な機会を捉えて注意喚起を行ってきたところではございますが、今回の事案を受けまして、7月に開催した富山県内部統制推進・評価本部におきまして、財務事務及び情報管理事務の適切な実施と不備の再発防止に万全を期すよう、さらなる注意喚起をしましたほか、各部局に対しまして、業務上の不備の再発防止についての通知を発出いたしました。所属職員への周知徹底を図ったところでございます。

また、先月開催いたしました出納員会計事務研修会におきましても、今回の事案を含む不備事案の発生原因や各所属での対策事例、また、他県の重大事例なども紹介いたしまして、各所属において再発防止に取り組むよう再度周知徹底したところでございます。さらに、来月には採用3年目の研修におきましても、周知を図る予定としております。

今後とも関係法令等を遵守し、事務の適切な執行や不備の再発防止に万全を期すよう職員一人一人に周知徹底をするとともに、 県民の信頼回復に努め、県民の皆様からの貴重な税金を預かって いるという緊張感を持って業務を執行できるよう、組織を挙げて 全力で取り組んでまいりたいと考えております。

横田委員 2年連続で財務事務における運用上の重大な不備が発生 するということは、遺憾なことでもありますので、しっかりと進 めていただきますようお願いいたします。

続きまして、今月4日の第3回総合計画審議会で素案を示した 富山県総合計画について伺います。

予定では、再来月11月には策定を終え、対応する施策などを次年度当初予算案に盛り込む考えと認識しておりまして、残された時間は限られていますが、7月31日に自由民主党富山県議会議員会の新たな総合計画に対する提言に記載のとおり、計画は県民が具体的なイメージを持てる県の将来像を県が主体的に示した上で、長期的ビジョンも踏まえ、その将来像へ向けた基本構想を軸に、県民に共有される羅針盤として提示されるものであるべきです。

また、提言では基本理念が「幸せ人口1000万~ウェルビーイン グ先進地域、富山~」では、県民が具体的にイメージし難いこと などから、5点の目指す将来像も提示しました。

そして、私からは、8月1日の県議会議員との総合計画に関する意見交換会におきまして、現行計画で言うところの、重点戦略を設けるべきと意見させていただきました。

再確認ですが、現計画は「活力・未来・安心」とやまを3つの柱とし、それらを横断的、有機的に捉え、本県の発展に不可欠な取組を重点的かつ戦略的に進めていくため、5つの重点戦略を設定し、政策のめり張りを持たせて計画を推進することとされています。また、3つの柱の下に85の基本政策を掲げるなどしています。

一方で、今月4日に提示された新計画の素案では、「未来に向けた人づくり」と「新しい社会経済システムの構築」の2つの柱のすぐ下に、12分野の政策が並んでいるだけでありまして、政策のめり張りが見えづらいままになっています。

総合計画は、抜けや漏れがあってはなりませんので、12分野並べまして網羅的に掲載されるべき、これは否定するものではありません。特に取り組むべきことを設定するということが、職員にも県民にも、新田知事を先頭とする県当局が何に力を入れて、どう県を発展させていくかが明確に分かり、将来展望を描くことができます。そして、当局の予定どおり、この秋からの次年度予算編成にもつながってきます。

12分野並列のままでありますと、どの事業に重点的に予算配分 すればいいか判断がつかず、編成する行政、審査する議会、知ら される県民の誰もが要領を得ない予算となります。

なお、会派の提言書には特に推進すべき重点施策も記載済みでありますので、それも参考にしながら、新たな総合計画の策定に当たり、重点戦略を策定すべきと考えますが、新田知事の御所見を伺います。

新田知事 今後、増加、複雑化する行政需要に柔軟に対応していく ために、現在策定中の総合計画では、「未来に向けた人づくり」、 それから「新しい社会経済システムの構築」を柱にその下の12の 政策分野の施策を着実に推進していく方向であります。

そして最重要課題である人口減少については、人口減少速度の緩和と人口減少社会への適応、この両面から総合的なパッケージを盛り込み、部局横断でめり張りのある政策を展開することとしています。

具体的に、まず人口減少の緩和策としては、子供や若者が自分の生き方を主体的に選択できて、それを社会全体で後押しするこどもまんなか社会の実現、また、地域経済を活性化し、国内外から人材を呼び込み、関係人口の拡大・深化、移住を促進する選ばれる富山を目指してまいります。

一方、人口減少への適応策としては、本格的な労働供給制約社 会に適応するため、女性や高齢者、外国人など多様な人材の活躍 やDXによる生産性の向上、県土強靱化や防災、防犯、中山間地域の振興、公共交通等の利便性向上など、人口減少下においても、安全・安心で快適に暮らせる持続可能な地域づくりを推進することとしています。

今後、この人口減少対策パッケージをさらに充実させていくことにしておりまして、委員の御提案も踏まえて総合計画の重点戦略として、位置づけることについても検討してまいりたいと思います。

瘧師委員長 持ち時間が少なくなっております。簡潔にお願いします。

横田委員 引き続き、取組を進めていただきますようにお願いいた します。

では、最後の質問です。本日最後に、警察署の再編統合について伺います。

本件については、令和5年2月14日に県西部5か所の警察署を2か所に集約し、高岡と氷見の両署を統合した庁舎は、高岡西部中学校跡地を建設地にすると発表されました。そこから約4か月後の同年6月5日、同8月30日、そして1年後の令和6年8月21日にそれぞれ住民説明会を開催され、そこからさらに1年以上が経過しました。

地元住民からは、進捗状況が見えない中で時間が経過し、心配の声が上がっていますが、地元議員として行政と住民の間に立ち、両者納得のいく形で庁舎整備が進められないか腐心し、あと少しの所まで来たと認識をしています。

繰り返しになりますが、整備予定地は住宅街の中に位置していることを踏まえれば、住民の不安や要望等に応えることが円滑な庁舎整備とその後の警察行政運営に必要と考えるところであり、 それを念頭に引き続きの対応を願うものであります。

そこで、高岡・氷見警察署の統合について、住民の理解を得な

がら進める必要があると考えますが、現状と今後の取組を髙木警察本部長に伺います。

瘧師委員長 簡潔にお願いします。

高木警察本部長 警察署の再編整備につきましては、現在、(仮称) 砺波警察署新築工事に係る実施設計業務に取り組んでおりまして、 令和10年度中の竣工を目指しております。

一方、御指摘の高岡警察署と氷見警察署の二警察署で再編する (仮称)高岡警察署につきましては、令和9年4月に移転予定の 高岡西部中学校跡地において、新警察署庁舎を整備することとし ておりまして、砺波警察署の整備完了後、速やかに建設工事に着 手できるように、用地取得に係る協議など必要な手続を進めてい るところであります。

他方、委員御指摘のとおり建設予定地の高岡西部中学校につきましては、周辺が住宅地であることから、通行車両の増加等に伴う周辺道路環境の改善やサイレン等の騒音への対応のほか、雨水排水に伴う水害対策など、地元の皆様方から様々な御要望や御意見を頂いております。

県警察では、これら要望などに可能な限り応えることができるよう、県関係当局や高岡市のほか、地元自治会と連携しながら協議を進めているところであります。

新庁舎の新築整備につきましては、来年度以降順次関連する事業に着手していく計画でありますが、そのプロセスの中で、地域の御理解、御協力が不可欠であることから、適宜、住民説明会を開催するなど、地域の皆様方と緊密に連携を図りながら事業を円滑に進むように取り組んでまいる所存であります。

瘧師委員長 横田委員の質疑は以上で終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時に開会いたします。

午後 0 時 04分休憩